

件 名：	マイナンバー制度の特設窓口開設について
担当課：	総務部 情報管理課 マイナンバー推進室（電話：083-934-2992）

マイナンバー制度の特設窓口開設について

1. 概要

複数の機関に存在する個人の情報が、同じ人物の情報であるということの確認を行うための社会基盤として導入されますマイナンバー制度において、住民票を有する全ての方に、一人一人異なる 12桁の番号、いわゆる「マイナンバー」が付番され、10月5日以降、世帯ごとに簡易書留により通知されます。

そのマイナンバーが通知されることによる、市民の皆さんからのお問い合わせに対応するため、下記の内容の特設窓口を設置いたします。

2. 期間 平成27年10月5日（月）～11月30日（月）

※土・日・祝日を除く。

※利用状況により、期間を短縮または延長する場合があります。

3. 時間 8時30分～17時15分

4. 場所 山口総合支所2階第1会議室（管財課前）

電話：083-934-2992

5. 体制 2部署（マイナンバー推進室・市民課）の職員による合同設置

・マイナンバー推進室…マイナンバー制度の統括部署

・市民課……………通知カード、個人番号カード事務の所管部署

部署名	主な業務	人数	人数内訳
マイナンバー推進室	電話対応	3名	正職員2名 臨時職員1名
市民課	来庁者対応	2名	正職員1名 臨時職員1名

6. 想定されるお問い合わせ

- ・マイナンバー制度全般について
- ・今回の送付物（通知カードほか）の内容について
- ・個人番号カードの申請の有無及び申請方法について
- ・通知カードの配達状況 など